

## 加古川市浄化槽設置整備事業補助金等受領委任払取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、加古川市浄化槽設置整備事業補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）による補助金及び助成金に関する受領委任払の取扱いについて必要な事項を定め、申請者の一時的な費用負担を軽減し、早期の生活環境向上に寄与することを目的とする。

### (受領委任払の対象)

第2条 受領委任払の対象は、要綱第5条の規定による補助金及び助成金（以下「補助金等」という。）とする。

ただし、新たに建物を建築し浄化槽を設置する場合は、受領委任払の対象から除くものとする。

### (施工業者登録)

第3条 要綱に基づき、浄化槽を設置しようとする申請者から施工を依頼された事業者（以下「施工業者」という。）は、補助金等について受領委任払の取扱いを行う場合は、市長に加古川市浄化槽設置整備事業補助金等受領委任払施工業者登録申請書兼口座指定届（以下「登録申請書兼口座指定届」という。）を提出し、施工業者登録を受けなければならない。また、登録内容に変更が生じた場合は、改めて登録申請書兼口座指定届を提出するものとする。

### (補助金等の取扱い)

第4条 補助金等について受領委任払を利用できる者は、要綱第4条に規定する対象要件を満たしている者で、補助金等の全額を1つの施工業者に支払う場合とする。

2 前項に規定する者が補助金等について受領委任払を利用する場合は、要綱第6条に定める書類の他に、受領委任払の委任状を補助金等の実績報告書提出時に市長へ提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する書類を提出された場合は、当該申請者に対して浄化槽設置整備事業補助金等確定通知書に受領委任払の承認の可否を記載し、当該施工業者にはその写しを送付するものとする。

4 施工業者は、浄化槽補助金等について申請者が受領委任払を利用することに同意する場合は、当該申請者が当該施工業者に支払うべき費用から、市長が当該申請者に補助金等として交付が確定した金額を控除した額を当該申請者から徴収するものとする。

5 浄化槽補助金等の支払いは、要綱第12条に定める書類が提出された日の属する月の翌月末までに支払うこととする。ただし、特別な事情により工事の竣工検査が遅延した場合はこの限りではない。

6 施工業者は、申請者から依頼があった場合は、当該申請に必要な書類の作成に協力するとともに、申請の代行を行うものとする。

### (適用除外)

第5条 市長は、次の各号に該当する者に対しては、該当する事実を認めた日から起算して1年間は新たな受領委任払を認めない。

- (1) 偽りその他不正な手段を用いて浄化槽補助金等を受け、または受けようとした者
- (2) 偽りその他不正な手段を用いて対象工事を施工し、または施工しようとした者
- (3) その他市長が受領委任払いを行うにあたり不適當であると認めた者

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、浄化槽補助金等受領委任払の取扱いについて必要な事項は、市長が定めるものとする。

附則

この要領は、平成27年4月1日より施行する。